

第3四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	7
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	7
(4) 【ライツプランの内容】	7
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	7
(6) 【大株主の状況】	7
(7) 【議決権の状況】	8
① 【発行済株式】	8
② 【自己株式等】	8
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
(1) 【四半期連結貸借対照表】	10
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	12
【四半期連結損益計算書】	12
【第3四半期連結累計期間】	12
【四半期連結包括利益計算書】	13
【第3四半期連結累計期間】	13
【注記事項】	14
【セグメント情報】	18
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年2月10日
【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 平成28年10月1日至 平成28年12月31日)
【会社名】 株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】 Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本 清雄
【本店の所在の場所】 千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】 047(344)5110
【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部長 石橋 昭男
【最寄りの連絡場所】 千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】 047(344)5110
【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部長 石橋 昭男
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 累計期間	第9期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年12月31日	自平成28年4月1日 至平成28年12月31日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	403,282	404,088	536,052
経常利益 (百万円)	22,609	23,093	29,805
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	14,574	14,887	17,853
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	15,236	15,611	17,421
純資産額 (百万円)	169,456	179,061	171,640
総資産額 (百万円)	277,440	283,724	276,990
1株当たり四半期(当期)純利益 益金額 (円)	271.74	279.31	332.88
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	271.59	279.16	332.70
自己資本比率 (%)	61.1	63.1	61.9

回次	第9期 第3四半期連結 会計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年10月1日 至平成27年12月31日	自平成28年10月1日 至平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	128.34	104.84

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 当社は第10期第2四半期連結会計期間より「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与E S O P信託」を導入しております。第10期第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の基礎となる期中平均株式数は、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

〈小売事業〉

- a. 平成28年10月1日付で、連結子会社の株式会社マツモトキヨシと杉浦薬品株式会社は、株式会社マツモトキヨシを存続会社とする吸収合併を行いました。
- b. 平成28年10月1日付で、連結子会社の株式会社マツモトキヨシと株式会社トウブドラッグは、株式会社トウブドラッグが営むドラッグストア事業を株式会社マツモトキヨシへ承継させる吸収分割を行いました。また同日付で、分割後の株式会社トウブドラッグと連結子会社の株式会社マツモトキヨシファーマシーズは、株式会社マツモトキヨシファーマシーズを存続会社とする吸収合併を行いました。

〈卸売事業〉

主要な関係会社の異動はありません。

〈管理サポート事業〉

主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日～平成28年12月31日）における日本経済の状況は、大手企業等によるベースアップや雇用情勢の改善から経済活動や個人消費には明るい兆しが見られたものの、原油価格や為替相場の動向、世界的な株価状況、消費マインドの変化や地域間格差など、先行き不透明感は依然として拭えず、消費の先行きは予断を許さない状況で推移しました。

ドラッグストア業界におきましては、業種・業態を越えた競合企業の新規出店、商勢圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M&Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圈化など、我々を取り巻く経営環境は厳しい状況が継続しております。

このような環境の中、当社グループは、中期的な経営戦略として掲げる、「需要創造に向けた新業態モデルの構築」「オムニチャネルを起点としたCRMのさらなる進化」「安定した収益基盤の確立・維持」に努めることにより、競争優位性を確立し、「美と健康を通じて、すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業グループ」を目指しております。

上記の経営戦略を踏まえ、今期は5つの重点戦略（①新たなビジネスモデルの構築、②調剤事業の強化・拡大、③オムニチャネル化の推進、④垂直連携体制の構築、⑤7つのエリアにおける収益性の向上）を設定し取り組んでまいりました。

具体的には、次世代ヘルスケア1号店（昨年9月オープン）の検証から得られた各種データをもとにプラッシュアップされた2号店（matsukiyo LAB 本八幡駅前店）のオープン、団体旅行から個人旅行へと新たな段階を迎えたインバウンド需要に対しパスポートデータを活用した免税対応店舗の拡大や新たな施策の展開、薬局経営／調剤業務の効率化・かかりつけ薬局をサポートする「調剤サポートプログラム」のリリース、主要店舗におけるApple Pay（アップルペイ）での支払いサービスの開始、マツモトキヨシ公式アプリを利用した「アクティブリワード（健康サポートプログラム）」や「バーコードスキャンによる商品情報確認」などのサービス拡充、お取り置き・お取り寄せサービスの店舗数拡大、「MKカスタマー」をさらに魅力あるものに進化させた新たなPB商品ライン「matsukiyo」の展開、サプリメントPBの「matsukiyo LAB」に新シリーズ チュアブルサプリメント「食べるサプリ」6アイテムの発売、高品質・高付加価値PB「アルジェラン」にスキンケアシリーズ8商品とともに「レチノタイム」にプレ美容液「ディープケアエッセンスEX」を追加ラインナップ、当社オリジナル商品「ルアンプリュス」の新シリーズ、武田薬品工業株式会社との共同企画商品「ファーストマイティア®CL-G」やロート製薬株式会社との共同企画品「メラノCC集中対策マスク（大容量30枚）」を発売するなど、新たな取り組みを着実に推進することで専門性の強化、他社との差別化に注力しております。また、引き続き、マツモトキヨシ成功事例の水平展開、KPI（グループの重要業績評価指標）管理による地域事業会社の業績改善にも取組んでおります。

一方、当社グループの強みとなっておりますグループ会員数（ポイントカード会員/LINEの友だち/公式アプリのダウンロード数）は、延べ4,280万人超にまで拡大しており、多彩なフォーマット展開で得られるビッグデータを当社独自の科学的手法を用いた高い分析力で、多様化する顧客ニーズやライフスタイルの変化、狭小商圈化する市場に対し的確に対応してまいりました。

訪日外国人観光客向けの免税対応店舗は、「心斎橋中央店」「道頓堀法善寺店」「京都三条河原町店」「高山陣屋前店」「名古屋テレビ塔前店」「上野公園前店」「札幌狸小路Part2店」のオープンなどを含め374店舗に展開を拡大しました。当社グループとしましては、団体から個人旅行へシフトし各地に広がりを見せる訪日外国人観光客の買い物ニーズは、今後も拡大するマーケットとして捉え、訪日前・訪日中・帰国後を意識した販促施策、最新情報の発信などを実施するとともに、パスポートデータ分析に基づくきめ細やかな品揃えやサービス展開をさらに強化しております。また、海外事業としましては、中華人民共和国において順調に拡大を続ける越境EC、タイ王国では、セントラル＆マツモトキヨシリミテッドによる「マツモトキヨシブランド」の店舗展開など、それぞれの国情を分析し最適な手法を活用することで、インバウンドだけでなく国内外において外国人需要の獲得を図ってまいりました。

このような施策の実行とともに、垂直連携体制構築に向けた弊社の取り組みが評価され、経済産業省の支援のもと設立された「製・配・販連携協議会」の総会／フォーラム（7月15日開催）において、今年が初めての表彰となる「サプライチェーン イノベーション大賞2016優秀賞」を受賞いたしました。



<関連情報>

マツモトキヨシホールディングスホームページ ニュースリリース

<http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/CGI/news/view.cgi>

今後も中期的な戦略テーマのひとつとして掲げる「オムニチャネルを起点としたCRMのさらなる進化」のもと、その重点戦略である「サプライチェーン全体の最適化」に取り組んでまいります。

新規出店に関しましては、都市型、郊外型とともに、外国人観光客特化型店舗、アウトレットモール業態店舗など多彩なフォーマットを持つ強みを活かし、グループとして88店舗オープンし、既存店舗の活性化を目的に39店舗の改装を実施、今後の成長に向け将来業績に貢献の見込めない71店舗を戦略的に閉鎖しました。

その結果、当第3四半期連結会計期間末におけるグループ店舗数は1,562店舗となりました。なお、タイ王国においてセントラル＆マツモトキヨシリミテッドが運営する8店舗はグループ店舗数に含んでおりません。

以上の結果、売上高4,040億88百万円(前年同期比0.2%増)、営業利益211億96百万円(同2.0%増)、経常利益230億93百万円(同2.1%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益148億87百万円(同2.2%増)となり、売上高及び各利益とも同期間における過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

小売事業は、昨年とは対照的に天候に恵まれず、期初は気温も低かったことから春・夏物のシーズン商品は低調な推移となり、8月以降は稀にみる大型台風上陸等の影響を受けました。また、11月は低温推移となったものの、10月及び12月は昨年よりも暖かな日も多く多湿だったため、保湿関連商品が低迷するなど既存店伸長率は計画を下回る厳しい状況で推移しました。しかし、PB商品の拡販、効率的かつ効果的な販促策の実行、KPI管理による経営効率の改善により収益は堅調に推移しました。なお、訪日外国人観光客の購買動向に変化はあるものの、その変化にきめ細かく対応した各種のマーケティング戦略により、引き続きインバウンド需要は順調に獲得を続けております。

展開を強化しております調剤事業に関しましても、引き続き既存店への併設を含め高い収益性の見込める物件を優先的に開局するとともに、地域医療連携を深めることで処方箋応需枚数が増加したことなどから引き続き順調に拡大しております。なお、本年4月の調剤報酬改定において、処方箋受付回数が一定規模以上の薬局グループに対して報酬を引き下げる特例が設けられましたが、当社グループは患者様本位の医薬分業の実現に向けた「かかりつけ薬局化」を進めており、当該要因による影響は僅少となっております。

<卸売事業>

卸売事業は、小売事業同様に、天候に恵まれず、気温も低かったことから春・夏物のシーズン商品は低調な推移となりましたが、インバウンド需要及び新規出店により、フランチャイズ向けの卸売売上高は拡大しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は3,895億17百万円(前年同期比0.2%増)、卸売事業127億7百万円(同0.8%増)、管理サポート事業18億63百万円(同1.0%増)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は2,837億24百万円となり、前連結会計年度末に比べて67億33百万円の増加となりました。主な要因は、商品が49億48百万円、流動資産のその他が15億35百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は1,046億62百万円となり、前連結会計年度末に比べて6億87百万円減少いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が25億59百万円、ポイント引当金が11億13百万円、それぞれ増加したもの、未払法人税等が35億3百万円、賞与引当金が15億85百万円、それぞれ減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は1,790億61百万円となり、前連結会計年度末に比べて74億21百万円増加いたしました。主な要因は、自己株式33億91百万円の増加及び配当金47億97百万円による純資産の減少があったものの、親会社株主に帰属する四半期純利益148億87百万円を計上したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、会社の支配に関する基本方針として、当社の経営権の主導に影響する買収として、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、これが企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような買収の中には、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。

当社は、大規模買付者に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるだけの十分な内容と時間を確保すること、また、大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識しております。

以上の理由から、当社グループの更なる企業価値・株主共同の利益の向上を図り、その取組みに全経営資源を集中させるためには、大規模買付行為や買付提案に関する一定のルールを定めておくことが必要と考えております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。直近では、平成27年5月22日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成27年6月26日開催の第8回定期株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの詳細につきましては、平成27年5月22日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次の当社ウェブサイトにてご参照ください。

(<http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/CGI/news/view.cgi>)

③ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社では、本プランの設計に際して、以下の点を考慮しており、当社の基本方針に沿い、企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 株主意思の反映

本プランは、本株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることから、株主の皆様のご意向が反映されるプランとなっております。

ロ. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、当社との間に特別の利害関係を有していない社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等から構成されるものとしております。

ニ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,636,107	54,636,107	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	54,636,107	54,636,107	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当四半期会計期間において発行した新株予約権はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	—	54,636,107	—	22,051	—	22,832

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,650,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 52,947,500	529,475	—
単元未満株式	普通株式 38,007	—	—
発行済株式総数	54,636,107	—	—
総株主の議決権	—	529,475	—

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。
2. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式16,800株（議決権168個）及び株式付与E S O P信託にかかる信託口が所有する当社株式61,800株（議決権618個）が含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、自己株式が80株含まれております。

②【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社マツモトキヨシホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	1,650,600	—	1,650,600	3.02
計	—	1,650,600	—	1,650,600	3.02

(注) 役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が所有する当社株式は、上記自己株式に含まれておらず、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,036	31,044
受取手形及び売掛金	18,103	18,613
商品	64,672	69,621
貯蔵品	667	720
その他	19,964	21,499
貸倒引当金	△54	△58
流動資産合計	135,390	141,442
固定資産		
有形固定資産		
土地	41,086	40,863
その他	30,913	31,204
有形固定資産合計	72,000	72,067
無形固定資産		
のれん	8,989	8,110
その他	3,536	3,895
無形固定資産合計	12,526	12,005
投資その他の資産		
敷金及び保証金	36,156	36,459
その他	21,103	21,936
貸倒引当金	△186	△187
投資その他の資産合計	57,073	58,208
固定資産合計	141,600	142,282
資産合計	276,990	283,724

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	65,691	68,251
未払法人税等	6,200	2,696
賞与引当金	3,311	1,726
ポイント引当金	2,304	3,417
資産除去債務	70	81
その他	12,540	12,894
流動負債合計	90,119	89,069
固定負債		
株式給付引当金	—	67
役員株式給付引当金	—	20
退職給付に係る負債	350	191
資産除去債務	6,610	6,697
その他	8,270	8,615
固定負債合計	15,230	15,593
負債合計	105,350	104,662
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,051	22,051
資本剰余金	23,027	23,027
利益剰余金	125,815	135,904
自己株式	△3,490	△6,882
株主資本合計	167,403	174,101
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,175	4,898
 その他の包括利益累計額合計	4,175	4,898
新株予約権	61	61
純資産合計	171,640	179,061
負債純資産合計	276,990	283,724

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	403,282	404,088
売上原価	286,274	285,439
売上総利益	117,007	118,649
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	914	1,113
給料及び手当	35,038	35,314
賞与引当金繰入額	1,751	1,726
退職給付費用	700	709
地代家賃	21,641	22,574
その他	36,185	36,015
販売費及び一般管理費合計	96,231	97,453
営業利益	20,776	21,196
営業外収益		
受取利息	128	109
受取配当金	247	253
固定資産受贈益	454	424
発注処理手数料	602	699
その他	437	455
営業外収益合計	1,871	1,942
営業外費用		
支払利息	19	14
現金過不足	11	11
その他	7	19
営業外費用合計	38	45
経常利益	22,609	23,093
特別利益		
固定資産売却益	41	63
企業結合における交換利益	729	—
その他	28	4
特別利益合計	799	67
特別損失		
固定資産売却損	0	13
固定資産除却損	260	344
店舗閉鎖損失	251	540
減損損失	1,407	416
その他	34	—
特別損失合計	1,954	1,314
税金等調整前四半期純利益	21,454	21,845
法人税、住民税及び事業税	7,582	6,208
法人税等調整額	△721	749
法人税等合計	6,860	6,958
四半期純利益	14,593	14,887
非支配株主に帰属する四半期純利益	18	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	14,574	14,887

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
四半期純利益	14,593	14,887
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	643	723
その他の包括利益合計	643	723
四半期包括利益	15,236	15,611
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	15,217	15,611
非支配株主に係る四半期包括利益	18	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(役員向け株式報酬制度)

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、「役員向け株式報酬制度」を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。本制度においては、BIP信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、対象期間中に取締役として在任している者に交付及び給付（以下「交付等」という。）するものであります。取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間終了後の一定の時期となります。なお、当初設定される本信託については、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの事業年度を本制度の対象期間としております。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当第3四半期連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、83百万円、16,800株であります。

(株式付与ESOP信託)

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社のグループ会社の社員（以下、「社員」という。）に対する新たなインセンティブプランとして、「株式付与ESOP信託」を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員向けインセンティブプランであり、社員の役職や会社業績等に応じて、ESOP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付及び給付するものです。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当第3四半期連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、307百万円、61,800株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために前連結会計年度は取引金融機関14行と、当第3四半期連結会計期間は取引金融機関14行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
当座貸越契約の総額	33,500百万円	33,500百万円
借入金実行残高	—	—
差引額	33,500	33,500

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	4,619百万円	5,012百万円
のれんの償却額	981	881

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,609	30	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	2,145	40	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,413	45	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	2,384	45	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

(注) 平成28年11月11日取締役会による「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、平成28年8月15日から平成28年9月30日までの期間に自己株式647千株を取得したことに伴い、自己株式が2,999百万円増加しております。

第2四半期連結会計期間において、「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与ESOP信託」の導入により、当該信託口が当社株式78千株を取得したことに伴い、自己株式が390百万円増加しております。

この結果、単元未満株式の買取による増加を含め、当第3四半期連結累計期間において自己株式が3,391百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の自己株式が6,882百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	230,138	158,691	108	12,498	1,844	403,282	—	403,282
セグメント間の 内部売上高又は振替高	55	154	272,006	21,914	9,710	303,842	△303,842	—
計	230,194	158,845	272,115	34,413	11,555	707,124	△303,842	403,282
セグメント利益	14,933	4,555	614	346	666	21,115	△339	20,776

(注) 1. セグメント利益の調整額△339百万円には、のれんの償却額△964百万円及びセグメント間取引消去624百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,407百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で822百万円、「その他小売事業」で313百万円、「管理サポート事業」で127百万円となり、連結決算における消去・調整で143百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	239,478	150,039	86	12,621	1,863	404,088	—	404,088
セグメント間の 内部売上高又は振替高	57	79	273,489	—	9,647	283,274	△283,274	—
計	239,536	150,119	273,575	12,621	11,510	687,363	△283,274	404,088
セグメント利益	14,805	6,176	558	207	185	21,935	△738	21,196

(注) 1. セグメント利益の調整額△738百万円には、のれんの償却額△840百万円及びセグメント間取引消去101百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額416百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で226百万円、「その他小売事業」で178百万円、「管理サポート事業」で22百万円となり、連結決算における消去・調整で△10百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	271円74銭	279円31銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	14,574	14,887
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額 (百万円)	14,574	14,887
普通株式の期中平均株式数 (千株)	53,633	53,302
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	271円59銭	279円16銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	29	29
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(注) 当社は第2四半期連結会計期間より「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与 E S O P 信託」を導入しております。普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、「役員報酬B I P 信託口」及び「株式付与 E S O P 信託口」が保有する当社株式(当第3四半期連結会計期間末78千株)を含めております。
なお、当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当第3四半期連結累計期間32千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

配当について

平成28年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 2,384百万円
- (ロ) 1 株当たりの金額 45円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成28年12月5日

(注) 1. 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。
2. 配当金の総額には、役員報酬B I P 信託口及び株式付与 E S O P 信託口が保有する当社の株式に
対する配当金3百万円を含めております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月8日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小堀 一英 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 瀧野 恭司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。